

令和5年1月19日
環境局環境監視課

北九州市公害防止条例の一部改正について

1 これまでの経緯

- 令和4年 1月13日 環境審議会へ諮問。条例改正の内容について審議。
1月26日 市議会常任委員会へ報告。
6月28日 環境審議会にてパブリックコメント案の審議。
7月13日 市議会常任委員会へ報告。
8月23日 パブリックコメント実施（35日間）。
12月14日 市議会常任委員会へパブリックコメント実施結果の報告。
令和5年 1月19日 環境審議会へパブリックコメント実施結果の報告。
答申案の審議。

※今後の予定

- 令和5年 2月以降 環境審議会からの答申。
パブリックコメント実施結果、答申書の公表。
条例改正議案を市議会に上程。

2 配布資料

- 資料1 パブリックコメント実施結果
資料2 公害防止条例の一部改正について（答申案）

令和5年1月19日
環境局環境監視課

北九州市公害防止条例の一部改正について (パブリックコメントの実施結果)

北九州市環境審議会に諮問中の北九州市公害防止条例の一部改正について、このたび、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果についてご報告します。

1 意見募集期間

令和4年8月23日（火）～令和4年9月26日（金） （35日間）

2 意見提出状況

(1) 提出者 6名（電子メール：5名、持参：1名）

(2) 提出意見数 27件

(3) 提出された意見の内訳

項目	件数
1. 石綿（アスベスト）規制に関するもの	17
2. アスベスト以外の規制に関するもの	5
3. 周知方法に関するもの	3
4. その他	2

3 答申案への反映状況（案）

分類	件数
ア 追加・修正あり	5
イ 追加・修正なし	5
ウ その他 (掲載済み、または現行法・条例で規定済みなど)	17

**「北九州市公害防止条例等の一部改正について（案）」に対する意見の概要と
本市（北九州市環境審議会事務局）の考え方（案）**

【意見の反映結果】

ア 追加・修正あり

イ 追加・修正なし

ウ その他

（掲載済み、または現行法・条例で規定済みなど）

1. アスベスト規制に関するもの（17件）

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方（案）	反映結果
1	石綿飛散による健康被害を防止するために市の責務を明記することに異存はありません。	ご意見ありがとうございます。	ウ
2	アスベストの除去工事は、これまで市の方も立入検査や測定などにご尽力いただいているとのこと。今回の条例改正で、事業者が工事期間中の点検結果を市に報告する制度をつくることは今以上に安全・安心に重要な取り組みだと思えます。 一方で、報告書の作成が事業者にとって過度な負担とならないような制度設計となるようお願いいたします。	今回の条例改正で事業者に提出を求める報告書は、数枚の様式に加え、大気汚染防止法で作成・保存が義務付けられている「作業記録」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で交付・回付が義務付けられている「産業廃棄物管理票」の写しを添付するものです。 このため、報告書の作成作業は、過度な負担とならないと考えており、その旨を答申案に追記します。	ア
3	解体作業等による基準を超える石綿濃度が検出された時に、市長は、工事の差し止め等、緊急の対応ができることを明記すべきです。	お尋ねの緊急の対応としては、既に大気汚染防止法第18条の21で、市長が元請業者等に対して、作業基準に従うべきこと又は作業の一時停止を命じることができるとされています。	ウ
4	無届解体や、作業基準を大きく逸脱した作業を行った事業者に対し、改善計画の提出を求める事や、公共事業への入札禁止等の処分を行うことが出来るようにすべきです。	本市では現在も、大気汚染防止法の違反行為を確認した場合、その内容や程度に応じて、同法に基づく文書指導や改善対策に関する報告徴取を行っており、適宜、作業停止命令を行っております。 重大な法違反や命令違反を確認した場合には、同法に基づく罰則の適用に向け、関係機関と連携して対処することとなります。	ウ
5	石綿濃度測定結果等の不正があった場合の罰則規定の明確化が必要です。	石綿使用建材の事前調査結果の不正や負圧隔離内での石綿濃度測定を含む作業基準適合命令違反については、大気汚染防止法で罰則が定められています。	ウ

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方（案）	反映結果
6	<p>解体等の工事関係者が石綿の飛散の防止に努めることは言うまでもありません。</p> <p>解体工事等により、基準を超える石綿飛散が発生した場合、直ちに工事中止等の緊急措置をとるとともに、直ちに市に届け出る義務を明記すべきです。</p>	<p>大気汚染防止法では、石綿の飛散を防止するため、全ての解体等工事を対象として石綿の調査が義務付けられています。この調査で石綿が確認された場合には、レベル1から3の建材に応じた作業基準が同法で定められており、その遵守により、飛散防止が図られると考えています。</p> <p>本市では、作業前に立入検査を行って作業基準の遵守を確認しています。</p> <p>また、万一に備え、吹付け石綿、石綿含有断熱材等に係る解体については、市が敷地境界で大気中の石綿濃度を測定し、異常が確認された場合、立入検査を行い、同法に基づく文書指導や改善対策に関する報告徴取を行っており、適宜、作業停止命令を行っています。</p> <p>さらに、今回の条例改正で、作業記録の市への報告を義務付けることで、飛散防止対策の強化が進むと考えています。</p> <p>以上の取り組みを通じて、十分な飛散防止対策が図られると考えており、ご提案の届出義務を課す考えはありません。</p>	ウ
7	<p>街なかで古い建物の解体工事現場を通りかかる際、石綿が使用されていないのか気になります。</p> <p>工事業者は、石綿の使用有無を市民が分かるように、工事看板などで掲示すべきではないでしょうか？</p>	<p>石綿の使用有無に関する事前調査の結果等については、大気汚染防止法第18条の15第5項で、「解体等工事現場に公衆に見やすいように掲示すること」が規定されています。</p>	ウ
8	<p>解体工事周辺住民に対する周知徹底について</p> <p>ア)一定規模以上の(例えば80㎡)石綿含有建材の解体工事に関して、元請業者や自主施工者は、周辺住民に対して、事業者の氏名、石綿作業主任者名、特定粉じん測定の事前調査日時と検査機関、検査方法、測定結果、工事の期間や概要・除去作業方法、緊急時の連絡先等を公示するとともに、文書の配布、説明会の開催等、周辺住民とコミュニケーションをとりながら実施することの義務化が必要です。</p>	<p>元請業者の氏名や事前調査の結果等ご指摘の内容については、大気汚染防止法第18条の15第5項で、「解体等工事現場に公衆に見やすいように掲示すること」が規定されています。</p> <p>また、周辺住民とのコミュニケーションについては、本市への届出時等に近隣への周知を指導していることや、解体業者等も慣例的に近隣への挨拶等を行っていることを踏まえ、義務化する考えはありません。</p>	ウ

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方（案）	反映結果
9	イ）工事中に石綿飛散が疑われた場合、市の相談窓口の明確化をすべきです。	解体工事等により石綿飛散が疑われる場合は、環境局環境監視課が相談窓口となります。	ウ
10	届出対象工事完了後の報告義務の追加に関して、P10には「不適正な作業がなされた場合に飛散リスクが高い」と記載されています。それであるならば「工事完了から60日以内」の届け出義務では遅すぎるのではないかと考えます。神奈川県や川崎市のように「30日以内」など短縮する必要があります。	<p>今回の条例改正で事業者に提出を求める報告書は、大気汚染防止法で義務付けられている作業記録による「作業期間を通じた飛散防止状況の確認」と、廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票による「適正処分の確認」です。</p> <p>このため、報告書の提出期限は、産業廃棄物管理票の回付期間を勘案し60日としました。そのため、期限の変更は行いませんが、日数の設定理由を、答申案に追記します。</p>	ア
11	レベル3の解体作業に関しても作業基準、届け出を定める必要があります。	<p>石綿含有成形板等（レベル3建材）については、大気汚染防止法第18条の14に作業基準が定められており、また、同法第18条の15第6項で、一定規模以上の解体等工事については事前調査結果の市への報告が定められています。</p> <p>このため、作業基準や届出制度を条例に設けることは考えていません。</p>	ウ
12	公共施設の石綿含有建材（レベル3を含む）の点検を行うとともに、改修・解体時に石綿飛散を行わない工事を実施することの明記が必要です。	<p>本市の公共施設については、すべて既に吹付け石綿の石綿使用状況を調査し把握しています。また、石綿含有断熱材等及び石綿含有成形板等については、改築・解体を行う際、大気汚染防止法に基づく事前調査により、あらかじめ把握できると考えています。</p> <p>大気汚染防止法では、レベル1から3の建材に応じた作業基準が定められており、その遵守により、飛散防止が図られると考えています。</p>	ウ

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方（案）	反映結果
13	石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理等の努力義務化をすべきです。	<p>建築物の適正管理については、石綿の有無に関わらず、建築基準法第 8 条で「建築物の所有者等は、その建築物の構造等を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と規定されており、その他にも、空家等対策の推進に関する特別措置法や民法などでも、所有者の管理責任が定められています。</p> <p>このため、今回の条例改正で建築物の適正管理の努力義務を課す考えはありません。</p>	ウ
14	解体工事等の排水処理方法の明確化をすべきです。	<p>解体工事等に伴い石綿を含む排水が発生する作業としては、高圧水による切削除去などが考えられますが、その排水については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物として回収の上、固液分離などの処理を行った後、固形分は最終処分場で適正に処分することが必要です。</p>	ウ
15	P9 で特定粉じん排出等作業の届出全てに立入検査を行っているかとあります。それは今後ピークを迎えるまで行う予定ですか？	<p>特定粉じん排出等作業の届出対象工事は、石綿の飛散を防止するため、個別に作業場の隔離状況等を確認する必要があることから、今後とも全て立入検査を行っていくこととしています。</p>	ウ
16	<p>立入検査は必ず人員が時間をかけて行わなければならないものですが、現在の人員体制はピークを迎えることができるほどの余力がありますか？</p> <p>業務内容的に、作業効率を上げるにも限度があり、さらに職員への負担が増えると審査に抜けがでる可能性が高まると、被害を被るのは市民です。現在の人員体制とピークを見越した人員体制について教えてください。</p>	<p>現在、特定粉じん排出等作業に係る立入検査は、他業務も兼ねる職員 8 名で対応しています。</p> <p>石綿を使用している可能性のある建築物の解体は、全国的に令和 10 年頃がピークと推計されていることを踏まえ、今後とも、市内の解体等工事の発生件数等に応じ、人員体制や立入検査の方法を適宜見直し、効果的な監視指導体制の維持・向上に努めていきます。</p>	ウ
17	アスベスト問題はよくわかりませんが、石綿とどう関係あるのかこの資料を見てもわかりません。	<p>石綿とアスベストは同じ物質です。石綿は、使用方法や状態によっては飛散しやすく、人が吸い込むと呼吸器系の疾病を引き起こす恐れがあるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで飛散防止等が図られています。</p>	ウ

2. アスベスト以外の規制に関するもの（5件）

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方（案）	反映結果
18	<p>条例ではP2のとおり騒音に係る指定施設を設置した場合の届出を規定しています。環境省では令和3年12月21日付けで閣議決定された「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」で、同法の規制対象範囲が見直されています。今回の条例改正において、この閣議決定のような改正は行わないのでしょうか？</p>	<p>「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会報告書（令和4年2月15日 環境省）」では、規制見直しの検討対象であった定格出力7.5kW以上の空気圧縮機について、「設置の仕方によらず、生活環境保全上問題がないと評価できるものは存在しない」と結論付けられました。したがって、本条例の騒音に係る特定施設である1.5～7.5kW未満の空気圧縮機についても、規制の見直しは考えていません。</p>	イ
19	<p>大気関係ではボイラーについて見直しの検討がされていますが、大気や水質関係の他の施設については、現在の技術や環境の状況に見合った規制となるよう、見直すべきではないのでしょうか？</p>	<p>今回の条例改正におけるボイラーの規模要件の見直しは、国の規制改革で「伝熱面積と排ガス量には相関がない」とのことにより、法の規模要件から伝熱面積が撤廃されることを受けたもので、条例の規模要件からも伝熱面積を撤廃し、その結果、対象施設が法規制に一本化されることになるものです。</p> <p>その他の施設については、国の規制改革の動向を注視しつつ、本市の環境や社会状況を踏まえて、必要に応じて見直しを進めていきます。</p>	イ
20	<p>P10の「4.2.環境の改善に伴う一部規定の見直し」で述べられている条文を廃止することについては、時代にあっていると思うので賛成します。ここに、条例第15条の2の「事業者の屋外燃焼行為の制限」も削除していいのではないのでしょうか？この規定は平成8年に追加されていますが、平成13年4月1日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律で野焼きが禁止され、条例で規制した内容を包括したものとなっているため、条例で規定する意味が無いと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、法令に適合しない廃棄物の焼却は、廃棄物処理法第16条の2で規制されています。</p> <p>一方、条例第15条の2の「事業者の屋外燃焼行為の制限」の規定は、有価物を含めた行為を対象としているため、法に包括されておらず、したがって、当該条文の廃止は考えていません。</p>	イ

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方（案）	反映結果
21	<p>第20条の「自動車の使用者等の努力義務」も廃止してよいのではないのでしょうか？</p> <p>現在市内を走行している大半の車の性能は条例制定時から相当向上していると思われ、特別努力義務を規定しなくても普通に車に乗っていれば騒音や大気汚染物質を環境の不可になるほど排出するものではないと思います。</p>	<p>近年の自動車の性能向上は、条例制定当時に比して著しいものがあり、また、市民の環境意識も向上しています。一方で、どれ程性能が良い車でも、適正な整備を怠り、不適切な運転をすれば、大気汚染や騒音、振動などにつながる恐れがあります。</p> <p>自動車は、使い方次第で環境影響を引き起こす恐れがあり、使用者等に一定の義務が求められるため、当該条文の廃止は考えていません。</p>	イ
22	<p>現代は、当該条例が制定された時代とは異なり、感覚公害が公害苦情の大半を占めるようになってきました。騒音、悪臭が主なものですが、当該条例には悪臭に係る規制がありません。現行の悪臭防止法では物質ごとの規制を守っていればいいのですが、規制値内であることが苦情の防止につながっていません。</p> <p>人の感覚により近い「三点比較式臭袋法」を条例で規定することをお願いしたいと思います。</p> <p>悪臭防止法では規制値内であっても三点比較式臭袋法では規制値超過となり、行政指導につながる事例が多くなると想像します。</p>	<p>「三点比較式臭袋法」（以下「臭袋法」という。）は、臭気を人の鼻で嗅いで、その強さを指数化する手法で、悪臭物質を濃度で規制する「濃度規制」と異なり、物質を特定せず、全般的な臭気の程度を判断できることが特徴です。一方で、臭気の程度を判定する者の臭いの感じ方の個人差の抑制策が不可欠といった課題があります。</p> <p>現在、本市の悪臭規制は、悪臭防止法に基づき「濃度規制」を採用しており、「臭袋法」は、悪臭対策の効果を確認するために実施したことはありますが、件数はまだ限られています。このため、条例での「臭袋法」の採用については、今後も適宜、測定実績を重ねて、多くの測定結果を分析して効果を検証し、規制手法としての採用の可否について検討を進めることとしています。</p> <p>なお、現在でも悪臭問題への対処については、物質の種類や濃度に関わらず、発生源の事業所の協力を得て、低減化に向け着実に対処しています。</p>	イ

3. 周知方法に関するもの（3件）

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方（案）	反映結果
23	<p>アスベストの解体工事件数は、令和10年度をピークに、今後10年間ほど多いと予測されることから、公害防止条例にアスベスト規制を追加することは、時代のニーズに沿ったものと考えます。アスベストについては、従前から健康障害等で問題となった経緯があり、今回、条例による様々な取り組みをすることとなっていますが、従来においてもアスベストそのものや解体工事に伴う対応、人体への影響等の内容理解に困難さを感じており、今回の条例追加により、より一層の説明責任が必要と思われれます。</p> <p>事業者だけでなく市民にも十分理解できるように、また納得のいくような更なる説明をお願いするとともに、市政だよりや出前講演、市民センターでの広報活動等を通して十分な周知をお願いします。</p>	<p>今回の条例改正では、市の責務に「石綿の飛散を抑制するよう必要な措置を講ずること」を追記します。これまで本市は、市の広報紙、ホームページ、セミナーや出前講演などを通じて、事業者をはじめ、市民の皆さんへの周知に努めており、引き続き十分な周知に取り組んでいきます。</p> <p>適切な周知の実施について、答申案に追記します。</p> <p>なお、事業者の皆様におかれても、この情報を活用して施主をはじめとした工事関係者や周辺住民への説明等に取り組んでいただきたいと考えています。</p>	ア
24	<p>ホームセンターで、DIYのために工具や部品を買っている人をよく見かけます。新たな規制は自主施工者も対象になることから、DIYが好きな市民にも分かるよう、ホームセンターにポスターを掲示するなどして内容を周知してはどうでしょうか？</p>	<p>大気汚染防止法の石綿規制は、自主施工者にも適用されることから、市内のホームセンターの協力を得て、法の規制内容を説明したポスターの掲示を行っています。市民向けの広報紙、ホームページ等でも定期的に周知しており、条例の新たな規制内容についても、同様に周知していきます。</p> <p>適切な周知の実施について、答申案に追記します。</p>	ア
25	<p>市長は、石綿の解体等の事業者や自主施工者等とともに、市民に対しても石綿に関する最新の情報提供を行うことを明記すべきです。</p>	<p>石綿に関する情報は、従来から法改正の概要や住宅リフォームの際の注意点等を市の広報紙やホームページ等を通じ、随時提供してきました。情報発信については、今後とも積極的に取り組んでいきます。</p> <p>適切な周知の実施について、答申案に追記します。</p>	ア

4. その他（2件）

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方（案）	反映結果
26	<p>北九州市環境審議会が最終答申をまとめる中で、広く市民からパブリックコメントを求められたことは評価できます。今回の「北九州市公害防止条例等の一部改正について（パブリックコメント案）」は、条例改正に係る基本的な考え方が示されてはいるものの、具体的な条例文案が示されておらず、追加・修正案を述べるのが困難です。</p> <p>したがって、条例改正案を策定後、再度のパブリックコメントを行う必要があります。</p>	<p>今回のパブリックコメントでは、条例改正の”考え方”を提示して、広くご意見をいただき、条例改正に関する市への答申に活かしていくものです。</p> <p>このため、皆さんから寄せられたご意見は、環境審議会での議論を経て、市への答申に反映されることとなります。</p> <p>今後、市は、その答申を基に条例を見直すことになるため、内容に齟齬はありません。したがって、再度、パブリックコメントを行う必要はないと考えています。</p> <p>改正条例の内容について、市が責任をもって、広報紙等を通じて周知を図っていきます。</p>	ウ
27	<p>P5によると、「北九州市の大気汚染はアジア地域における大気汚染の影響が大きい」と書いてありますが、できれば、環境国際協力に強みがある北九州市が、中国の関係機関などに大気汚染防止にもっと本気で取り組むよう働きかけるべきではないでしょうか？</p>	<p>本市は、2013年に本市で開催された第15回日中韓三カ国環境大臣会合の合意に基づき、国と連携して、中国における大気汚染対策に関する都市間連携協力事業を実施してきました。</p> <p>その結果、参加した中国各都市におけるPM2.5の濃度が、事業開始時(2014年)に比べ、平均で30%以上減少するなど、大きな成果を上げてきました。</p> <p>本市では引き続き、友好都市や環境姉妹都市などのネットワークをベースに環境ビジネスを展開し、中国をはじめとしたアジア地域における環境課題の解決に取り組んでいきます。</p>	ウ

北九州市公害防止条例の一部改正について

【答申案】

令和5年 月

北九州市環境審議会

目 次

はじめに

1. 北九州市公害防止条例.....	1
1.1. 条例の目的.....	1
1.2. これまでの変遷.....	1
1.3. 条例の概要.....	1
2. 条例の成果.....	3
2.1. 条例に基づく公害対策.....	3
2.2. 市内における環境の変化.....	5
3. 新たな課題への対応.....	7
3.1. 石綿について.....	7
3.2. 解体工事件数の動向.....	8
3.3. 石綿に係る法規制.....	8
3.4. 石綿に対する現在の市の対応.....	9
4. 公害防止条例の改正内容.....	11
4.1. 石綿に関する規定の追加.....	11
4.2. 環境の改善に伴う一部規定の見直し.....	11
5. 北九州市公害防止条例施行規則の一部改正.....	13
6. 改正条例の周知について.....	14

おわりに

はじめに

北九州市は、戦後の経済の急拡大に伴い大気汚染や水質汚濁をはじめとした激甚な産業公害に見舞われた。その対策として、北九州市公害防止条例（昭和46年条例第54号。以下、「条例」という。）を制定し、様々な対策に努めてきた。

この条例のもと、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって総合的な取組を実施してきたことにより、昭和50年代後半には、公害は劇的に改善されることとなった。その後も、市による市民の健康保護及び生活環境の保全の取組をはじめ、関係者が努力を重ねてきた結果、現在では大気環境や水環境などはおおむね環境基準に適合するなど、良好な環境が維持されている。

一方、産業公害から都市生活型公害への変遷、科学的知見の充実に伴い、新たな対応も必要となっている。特に、耐熱性等に優れ建築物に広く使用された石綿は、有害性が確認されてから大気汚染防止法に基づき随時規制が強化されている。令和3年4月には、規制対象建材が新たに追加され、市は解体等工事の監視指導等に努めている。

令和10年頃には、民間建築物の解体件数がピークを迎えることが想定されており、これを見据え、市民の更なる安全・安心に向けて石綿に関する取組を強化することが必要不可欠である。併せて、条例制定当時は必要であったが、現在では役割を終えた規定を整理し、規制の適正化を図ることも求められている。

本答申は、令和4年1月に条例の一部改正について諮問を受け、これらの課題解決に向けた検討を進めた結果を取りまとめたものである。

今後も、条例に基づき公害防止に係る各種施策を効果的に進めることにより、引き続き安全で快適な環境づくりに取り組んでいくことが求められる。

1. 北九州市公害防止条例

1.1. 条例の目的

公害の防止について必要な事項を定め、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としている。

1.2. これまでの変遷

- ・ 市では、昭和 45 年に、市民の健康と快適な生活環境の確保を第一義として、公害防止行政を積極的に推進するため、公害対策審議会（当時）の答申を受け、北九州市公害防止条例（以下、「条例」という。）を制定した。
- ・ 昭和 46 年には、国の公害関係法制の整備に伴い、全面改正を行った。
- ・ 平成 6 年には、前年に制定された環境基本法に基づき、環境の保全に関する基本的事項等を広く調査審議するため、北九州市環境審議会が設置された。これに伴い、公害対策審議会の役割は環境審議会が担うことになった。
- ・ 平成 8 年には、従来 of 廃棄物規制が及ばなかった有価物の屋外焼却に伴うばい煙や悪臭を防止するため、事業者の屋外における燃焼行為を禁止した。

1.3. 条例の概要

1.3.1. 各主体の責務

条例では、目的を達成するため、市、事業者及び市民の責務を規定している（第 3～5 条）。

（事業者の責務）

- ・ 公害を防止するために必要な措置、公害の防止について最善の努力等

（市の責務）

- ・ ばい煙等の排出等に関する規制
- ・ 監視、測定および検査の体制の強化ならびに調査研究機能の拡充
- ・ 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業および下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進
- ・ 公害に関する知識の普及および公害の状況の公表
- ・ 公害に関する苦情の処理体制の整備および適切な処理
- ・ 地域開発における土地利用および公害をもたらす施設の設置を規制する措置等公害防止上の配慮
- ・ 公害防止協定の締結の促進
- ・ 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進
- ・ 公害の防止のための施設の整備等について必要な資金の融資のあっせんおよび技術的な助言、指導等
- ・ 緑地の保全その他自然環境の保護

(市民の責務)

- ・ 市の施策への協力

1.3.2. 指定施設の届出制度

条例では、法律の規模要件未滿又は規制対象外の施設を対象として、届出制度を設け、公害防止上必要な措置を求めている(第8条)。指定施設には、大気、水質、騒音に係る施設がある。

(指定施設の例)

- ・ 伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未滿のボイラー
- ・ 騒音規制法に定めのない研磨機

指定施設の設置者は、規制基準に適合しないばい煙または排出水を排出してはならず(第14条)、それを担保するため、市が規制基準違反を認めた場合、その程度に応じて、施設の改善命令又は使用停止命令等ができることとされている(第16条)。

1.3.3. 大気汚染に係る緊急時措置の未然防止

条例では、大気汚染防止法に規定する緊急時の発生を未然に防止するため、汚染物質の拡散が妨げられる特殊気象(逆転層)の発生時に、対策の準備を求めるためのばい煙排出者への通知(第17条第1項)や、規則で定めた二酸化硫黄濃度を超える場合に、削減協力要請(第17条第2項、第18条)を行うことを規定している。

1.3.4. 硫黄酸化物に係る自動測定装置の設置

大気汚染防止法では、一定規模以上の燃料を使用する「特定工場」において、硫黄酸化物を一定量以上排出する施設に自動測定装置による常時監視を義務付けている。条例では、法の特定工場の規模を下回る施設においても、硫黄酸化物の排出量が多い施設に、条例で自動測定記録装置の設置を義務付けている(第19条)。

1.3.5. 公害防止協定の締結等

市は、法や条例を補完し、公害対策の実効性を高めるため、事業者と公害防止協定の締結に努めることとされている(第22条)。公害防止協定は、非権力的な手法として、将来立地しようとする企業はもとより、すでに立地している企業に対しても締結を求め、市民の健康保護と生活環境の保全に努めている。

2. 条例の成果

2.1. 条例に基づく公害対策

公害防止条例のもと、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、様々な公害対策に取り組んできた結果、産業公害は克服され、現在の良好な環境につながっている。

2.1.1. 公害防止協定の締結

市は、事業者と公害防止協定の締結を積極的に進めており、工場緑化等に関する総合的な対策や、法の基準よりも厳しい排ガスや排水の濃度等を取り決め、大気や水質をはじめとした環境保全対策の実効性を高めている。

これまでの締結件数は、218件（うち失効131件）となり、有効協定件数は87件となっている（令和4年3月31日現在）。

2.1.2. 住工分離事業の実施

戸畑区沖台地区では、製鉄関係の協力工場を中心に、約100工場が住宅と混在しており、騒音・振動等のトラブルが発生していた。昭和47年に策定された北九州地域公害防止計画では、同地区を「住工分離」を促進する地区とし、市が用地を確保し、道路、上下水道、公園、緑地等工場団地の環境整備を実施した上で、若松区二島、安瀬、戸畑区牧山海岸への移転が行われた。その結果、昭和50年代半ばまでに25社が移転した。

また、八幡西区域城山地区は、三方を工場群に囲まれ、降下ばいじん量が、昭和40年には80トン/km²・月を記録するなど、市内で最も汚染がひどい状況であった。市は、昭和47年の北九州地域公害防止計画において、住居移転による住工分離を促進する地区として取り上げ、昭和52年度の北九州地域公害防止計画により、都市計画事業として、奥洞海を含めた広範囲の緩衝緑地事業を実施し、住工分離による快適な地域づくりを推進することとした。その結果、家屋の移転に加え、企業の緑化の協力もあり、洞海湾を囲むような緑地が形成された。

なお、現在では、都市計画法に基づく用途地域や開発許可制度等により、適切な土地利用が図られており、新たに住工混在地区が生じる可能性はない。

2.1.3. 公害防止資金融資制度

昭和43年、市は公害を防ぎ、市民の生活環境を改善するため、市内の中小企業者が公害を防止するために要する資金を融資する「公害防止資金融資制度」を設立した。昭和45年に制定した条例に同制度を組み込むとともに、翌46年に融資利子の全額補給、昭和48年には融資限度額の倍増などの拡充を行った。

当時、融資件数は305件、融資額は30億2,120万円にのぼり、中小企業の公害防止設備の改善等に貢献した。

その後、大気や水質などの公害を規制する法令が充実するとともに、事業者の公

害防止への意識が向上し、工場の公害防止設備の設置が進んだことなどから、平成13年度以降本制度の利用はなくなり、平成22年に予算措置が廃止され、融資限度額及び資金使途の面でより利用しやすい市の中小企業融資制度に統合された。

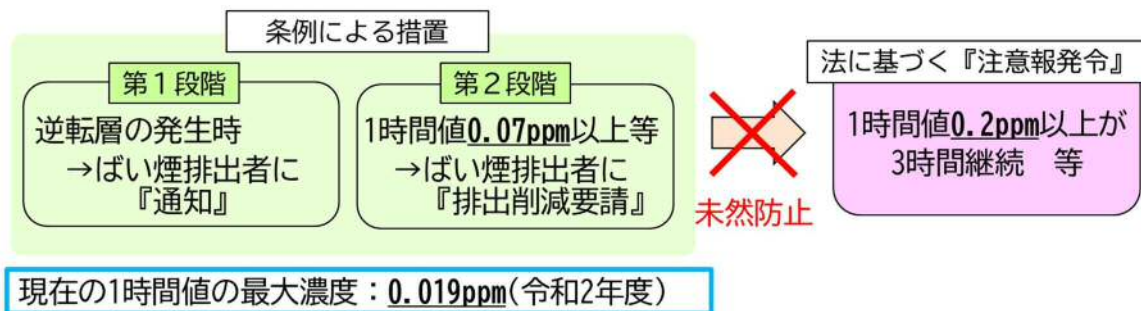
2.1.4. 指定施設

条例で定めた指定施設の設置状況は、大気関係は714施設、水質関係は4施設、騒音関係は1,740施設である（令和4年3月31日現在）。

2.1.5. 大気汚染（二酸化硫黄）に係る緊急時措置の未然防止

特殊気象の通知状況は、昭和46年度に34回、昭和47年度に37回、昭和48年度に23回、昭和49年度に1回で、以降通知に至る状況は発生していない。

排出削減要請については、昭和47年度を最後に、現在まで該当する事態は発生していない。



☞ ばい煙排出者への逆転層発生通知は、昭和50年度以降、実績なし。
 (通知実績 昭和46年度:34回、昭和47年度:37回、昭和48年度:23回、昭和49年度:1回)

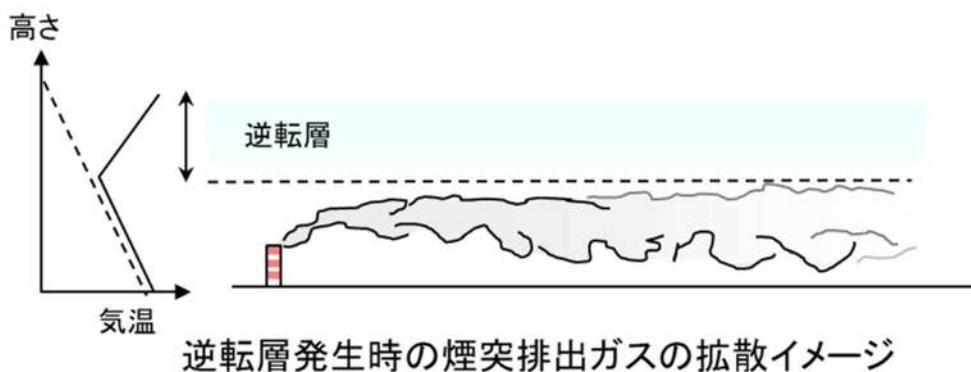


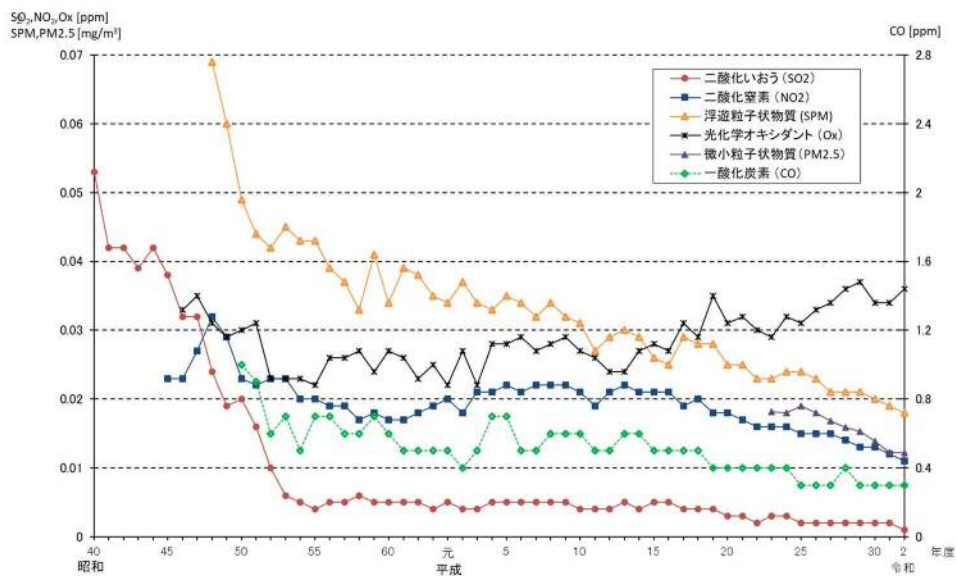
図1 緊急時の措置（二酸化硫黄）（上）と逆転層発生時の拡散イメージ（下）

2.2. 市内における環境の変化

2.2.1. 大気環境

市内における二酸化硫黄（SO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）の濃度は、公害対策の進展とともに昭和50年代に大幅な改善が見られ、近年もわずかに減少傾向である。また、二酸化窒素（NO₂）と一酸化炭素（CO）も、昭和60年代以降、自動車台数の増加等により増加傾向にあったが、国による自動車排出ガス規制等に伴い平成10年代より減少傾向にある。加えて、微小粒子状物質（PM2.5）も、測定開始以降、減少傾向にある。一方で、光化学オキシダント（Ox）はアジア地域における大気汚染の影響等もあり、近年増加傾向にある。

近年（平成29～令和2年度）の環境基準の適合状況は、アジア地域における大気汚染の影響が大きいとされるOx及びPM2.5以外の測定項目は、全ての測定局で適合している。なお、PM2.5は、平成23年度から測定を開始し、平成27年度に2局が初めて環境基準に適合し、令和元年度以降は全局が環境基準に適合しており、改善傾向にある。



注：Oxは昼間(5時～20時)の年平均値、それ以外は全時間帯の年平均値

図2 大気モニタリング結果

表1 大気環境基準適合状況

項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	適合局/ 測定局数	適合率	適合局/ 測定局数	適合率	適合局/ 測定局数	適合率	適合局/ 測定局数	適合率
SO ₂	14/14	100%	14/14	100%	8/8	100%	8/8	100%
NO ₂	19/19	100%	19/19	100%	17/17	100%	17/17	100%
CO	6/6	100%	6/6	100%	3/3	100%	3/3	100%
SPM	19/19	100%	19/19	100%	14/14	100%	14/14	100%
Ox	0/14	0%	0/14	0%	0/14	0%	0/14	0%
PM2.5	3/11	27%	6/11	55%	12/12	100%	12/12	100%

2.2.2. 水環境

市では、かつて「死の海」と呼ばれた洞海湾をはじめとして、海域や河川の汚濁が著しく進んでいた。昭和40年代後半から、法や条例に基づく規制とともに洞海湾のヘドロ浚渫や下水道の整備などにより、大幅に改善されることとなった。

有機汚濁の指標である海域における化学的酸素要求量（COD）及び河川における生物化学的酸素要求量（BOD）について、近年は環境基準に適合しており良好な環境となっている。

また、揮発性有機化合物や重金属などの健康項目についても自然由来によるものを除いて概ね環境基準に適合している。

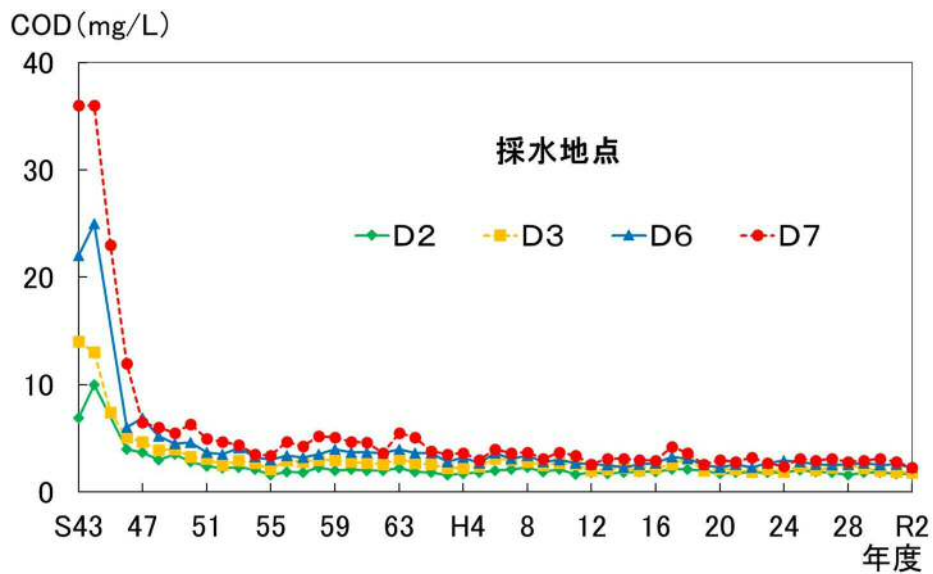


図3 洞海湾における COD の経年変化（平均値）

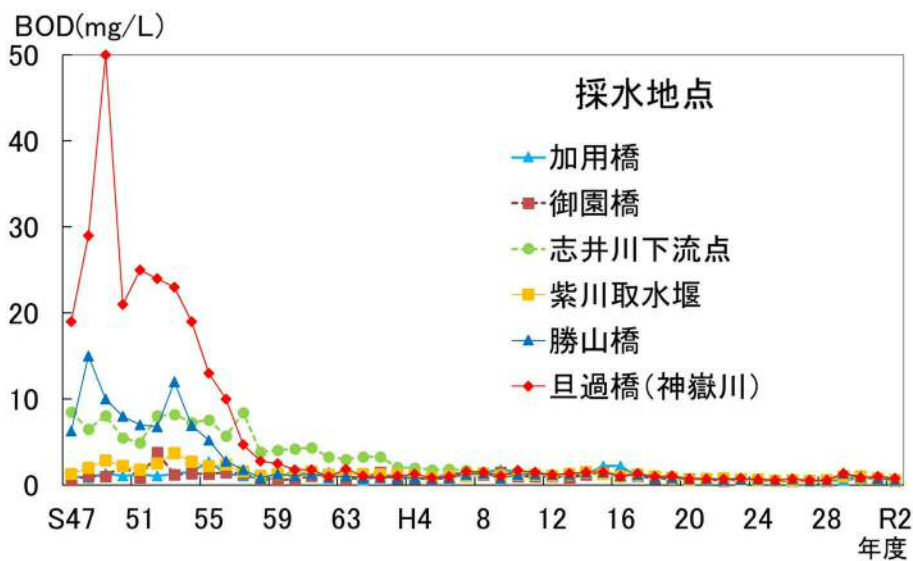


図4 紫川における BOD の経年変化（平均値）

3. 新たな課題への対応

3.1. 石綿について

石綿（アスベスト）は、天然に産出される極めて細かい鉱物繊維で、熱、摩擦や薬品に強く丈夫な性質を有し、昭和 30 年頃から、建築材料として、天井の吹付け材やボイラー等の配管の断熱材・保温材など様々な建築物等に使用されてきた。

呼吸とともに吸入されることにより、肺などの呼吸器に長期に渡って沈着し、人体に悪影響(肺がん・中皮腫など)を与える高いおそれがあることから、現在は、製造・輸入・使用等が全面禁止されている。

大気汚染防止法では、石綿を含有する建材を「特定建築材料」として規制している。

表 2 特定建築材料の例

特定建築材料の区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、 ③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材	①屋根用折板裏断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種
石綿を含有する仕上塗材	石綿含有建築用仕上塗材
石綿含有成形板等	①石綿含有成形板、②石綿含有セメント管、③押出成形品

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月：環境省）



図 5 石綿の使用方法（例）

出典：目で見えるアスベスト建材（第 2 版）（平成 20 年 3 月：国土交通省）

3.2. 解体工事件数の動向

国土交通省によると、吹付け石綿等を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数は今後増加し、令和10年頃にピークを迎える見込みであると推計されている。



図6 民間建築物の年度別解体棟数（推計）

出典：社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（第5回）資料

3.3. 石綿に係る法規制

石綿に係る規制は、平成7年の阪神・淡路大震災による倒壊ビルの解体等に伴う石綿飛散問題が契機となって、平成8年に大気汚染防止法の改正により開始された。以降、順次、同法の改正や、労働者の健康被害の防止の観点から、労働安全衛生法とその施行令に基づく石綿障害予防規則の制定・改正強化などにより、規制されてきた。

現在、**すべての建築物等の解体・改造・補修工事（以下、「解体等工事」という。）を行う場合には事前調査を行い、石綿含有が明らかになった解体等工事を行う場合、大気汚染防止法により、事業者には以下の規制が義務付けられている。**

○吹付け石綿、石綿含有断熱材等が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合には、作業基準（作業場等の負圧隔離、集塵機の設置等）を遵守するとともに、解体時に事前届出（作業内容）が必要。

○石綿含有成形板等が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合には、作業基準（基本は原形のまま手ばらし）の遵守が義務付けられている。市への事前届出は不要であるが、石綿障害予防規則により労働基準監督署に作業内容の報告が必要である。また、市は、**一定要件を超える解体等工事に義務付けられる事前調査結果の報告時**や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）の届出の機会をとらえて作業内容の確認を行っている。

○全ての解体等工事現場において、事前調査結果の掲示が義務付けられ、さらに、石綿含有建築物等の解体等工事を行う際には、作業方法等の掲示も義務付けられている。




<p>吹付け石綿</p>  <p>発じん性：著しく高い</p>	<p>石綿含有断熱材等</p>  <p>発じん性：高い</p>	<p>石綿含有成形板等</p>  <p>石綿含有スレート波板 外壁のサイディング 天井の石膏ボード</p> <p>発じん性：比較的低い</p>	
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての解体工事時の実施前に、石綿含有の有無について事前調査が必要 一定要件を超える解体等工事については、市及び労基署へ調査結果の報告が必要 工事の現場において、事前調査結果、作業方法等の掲示が必要 			
<ul style="list-style-type: none"> 解体等工事時に事前届出(作業内容)が必要 工事中の作業基準の遵守(負圧隔離、集じん機の設置等) 		<ul style="list-style-type: none"> 解体等工事時に事前届出は不要 ※労基署に作業内容の報告が必要 ※市は建設リサイクル法届出時に作業内容を確認 工事中の作業基準の遵守(基本、原形のまま手ばらし) 	

図7 大気汚染防止法における石綿規制

3.4. 石綿に対する現在の市の対応

市では、石綿の飛散防止による市民の健康被害を防止するため、解体等工事前の事前調査結果の確認や届出の審査に加えて、解体等工事中における立入検査等の実施など、法の厳正な運用を通じ、飛散防止の徹底に努めている。

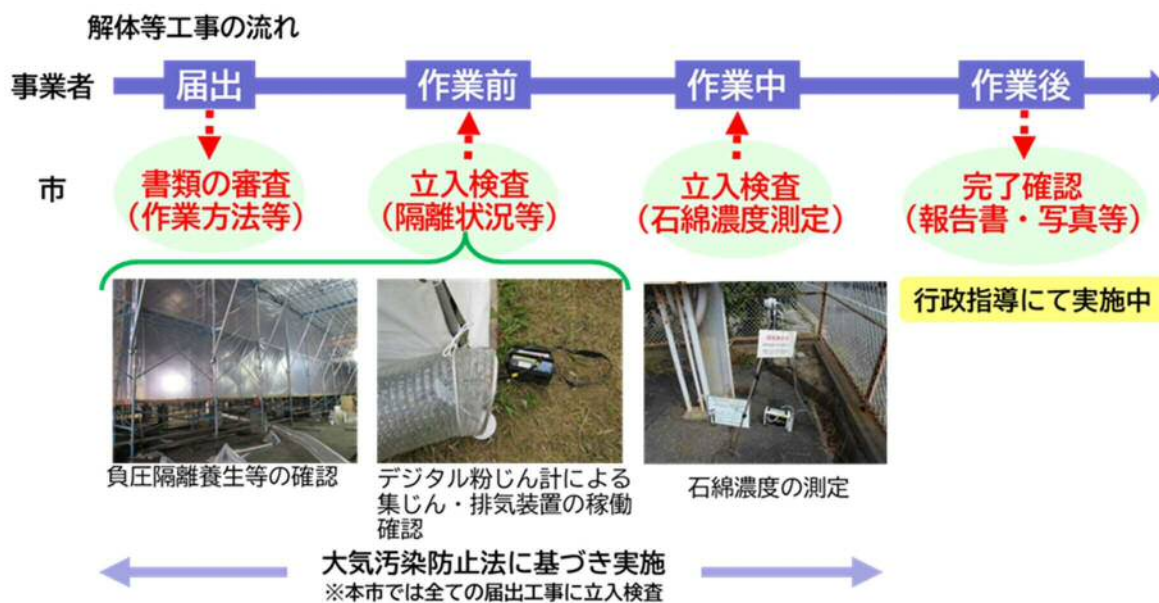


図8 解体等工事の監視指導

3.4.1. 事前調査結果の確認、届出内容の審査

建築物等の解体等工事を行う元請業者は、大気汚染防止法に基づき、建物の石綿使用状況に関する事前調査を行い、発注者へ調査結果を説明すること、一定規模以上の場合は市及び労働基準監督署への報告が義務付けられている。

市では、報告のあった事前調査結果の確認を行うとともに、建設リサイクル法に基づき、解体等工事の施工者による市への届出時に、事前調査の実施状況の確認や指導を行っている。

また、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材等を含む建築物等の解体等工事を行う際、発注者は大気汚染防止法に基づき市に届出が義務付けられており、市は、作業場及び前室の負圧隔離、設置する集じん機の能力等、作業基準への適合性について、届出内容の審査を厳密に実施している。

3.4.2. 作業中における立入検査等の実施

吹付け石綿、石綿含有断熱材等を含む建築物等の解体等、全ての届出対象工事の実施中に、市は作業現場に立入検査を行って、負圧隔離養生の状況やデジタル粉じん計を用いた集じん・排気装置の稼働状況等を確認している。

さらに、解体工事作業中、再度立入検査を行い、集じん・排気装置の稼働状況を再確認するとともに、敷地境界において、大気中の石綿濃度を測定し、一般環境中に石綿が飛散していないことを確認している。

3.4.3. 作業結果の報告

大気汚染防止法では、解体等工事の完了後、作業結果に関する市への報告は義務付けられていないことから、市は、行政指導として、工事の発注者に対し、解体等工事の作業記録等の報告を書面で求め、作業基準の適正な遵守状況を確認している。

4. 公害防止条例の改正内容

4.1. 石綿に関する規定の追加

解体等工事に係る石綿規制については、大気汚染防止法や石綿障害予防規則により随時規制が強化されているものの、解体工事件数のピークが令和 10 年頃であることを見据え、更なる市民の安全・安心を確保するため、条例に以下の規定を追加する必要がある。

4.1.1. 市の責務の追加

解体等工事に伴う石綿の飛散による市民の健康被害を防止するため、市の責務に石綿の飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることを明記することが必要である。

4.1.2. 解体等工事関係者（発注者、元請業者、下請負人及び自主施工者）の努力規定を追加

解体等工事の関係者が共通の認識の下、石綿の飛散防止措置を徹底することが重要である。そのため、石綿を含む建材等の解体等工事を行う発注者、元請業者、下請負人及び自主施工者に対し、当該作業による石綿の飛散の防止に努めることを明記することが必要である。

4.1.3. 届出対象工事完了後の報告義務の追加

吹付け石綿、石綿含有断熱材等の使用建築物の解体等、大気汚染防止法の届出対象工事については、不適正な作業がなされた場合に飛散リスクが高いことから、**作業期間を通じた飛散防止状況の確認及び解体等工事に伴い発生した廃石綿の特別管理産業廃棄物としての適正処分を確認する必要がある。**そのため、**産業廃棄物管理票の回付期間を勘案し、工事完了から 60 日以内に以下の書類を添付の上、市へ工事完了の報告を行うことを届出者（工事発注者）に義務付けることが必要である。**

＜作業期間を通じた飛散防止状況を確認する書類＞

- ・大気汚染防止法第 18 条の 23 に規定されている「作業記録」の写し

＜廃石綿が適正処分されたことを確認する書類＞

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 に規定されている「産業廃棄物管理票」の写し

4.2. 環境の改善に伴う一部規定の見直し

市の大気・水環境は概ね環境基準に適合しており、良好な環境が維持されている。このような状況を踏まえ、制定当時は必要であったが、現在では役割を終えた規定を廃止して差し支えない。

4.2.1. 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進（第4条関係）

市では、かつて、鉄鋼業、化学工業等の関連中小工場が住居と混在する「住工混在地区」が存在し、騒音などの深刻な公害問題が生じていたが、北九州地域公害防止計画に基づき、工場移転事業や住工分離事業を推進した結果、段階的に解消された。

現在、市による住工分離事業等は完了し、都市計画法に基づく用途地域規制等により対応が図られていることから、条文を廃止して差し支えない。

4.2.2. 公害防止に係る必要な資金の融資のあっせん（第4条関係）

公害防止資金融資制度は、中小企業の公害防止設備の改善等に貢献してきた。その後、法規制の強化等により、市内の工場で公害防止設備の設置が進んだことから、平成13年度以降は同制度の利用がなく、平成21年度に予算措置が廃止された。現在は、融資限度額及び資金使途の面でより利用しやすい市の中小企業融資制度に統合されていることから、条文を廃止して差し支えない。

4.2.3. 大気汚染に係る緊急時措置の未然防止（第17条及び18条関係）

条例では、大気汚染防止法に規定する緊急時の発生を未然に防止するため、特殊気象（逆転層）発生時のばい煙排出者への通知や、一定の二酸化硫黄濃度を超える場合の削減協力要請を規定している。

昭和47年度を最後に、法に基づく緊急時措置が懸念される状況は発生しておらず、特殊気象の通知や削減協力要請にいたる事態は発生していない。また、大気汚染の常時監視の結果、二酸化硫黄については、環境基準を達成していることから、大気汚染防止法に基づく緊急時措置との一本化で対応可能であり、第17条及び第18条については、削除して差し支えない。

4.2.4. 硫酸化物に係る自動測定装置の設置（第19条関係）

大気汚染防止法では、一定規模以上の燃料を使用する「特定工場」において、硫酸化物を一定量以上排出する施設に自動測定装置による常時監視を義務付けている。条例では、法の特定工場の規模未満の事業所においても、硫酸化物の排出量が多い施設に、自動測定記録装置の設置を義務付けている。

当規定は、硫黄分を高濃度含有する燃料等を使用する小規模事業所の施設を想定していたが、現在は、石炭、石油から天然ガスへの燃料転換や使用燃料の低硫黄化、ばい煙脱硫技術等が進んだことから、当規定で対象とすべき施設は存在せず、将来的にも設置の可能性はほぼない。

このため、大気汚染防止法に基づく硫酸化物の規制で対応可能であることから、第19条については、削除して差し支えない。

5. 北九州市公害防止条例施行規則の一部改正

昭和40年代、ボイラーの伝熱面積と排ガス量に相関があるとされていたことから、国は、大気汚染防止法の規制対象となるボイラーを「伝熱面積10m²以上」に設定し、市も同様の考え方で、条例対象のボイラーを「伝熱面積5m²以上」に設定した。

その後、技術開発の進展を受けて、国は、昭和60年に小型ボイラーとして「伝熱面積10m²未満、燃料の燃焼能力50ℓ/h以上」を法の規制対象に追加した。

令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検結果で、ボイラーの「伝熱面積と排ガス量には相関が無い」ことが確認されたことを受けて、規制対象とするボイラーの要件から「伝熱面積」を撤廃することとした（令和4年10月1日施行）。

この国の動きを受け、条例対象ボイラーの排出ガスに含まれる硫黄酸化物やばいじんの総排出量を試算したところ、いずれも市内の法対象施設の総排出量の1%未満であることが判明した。

以上のことから、国の規制改革と同様に、本市の条例施行規則に規定したボイラーの要件から「伝熱面積」を撤廃し、大気汚染防止法による規制に一本化して差し支えない。

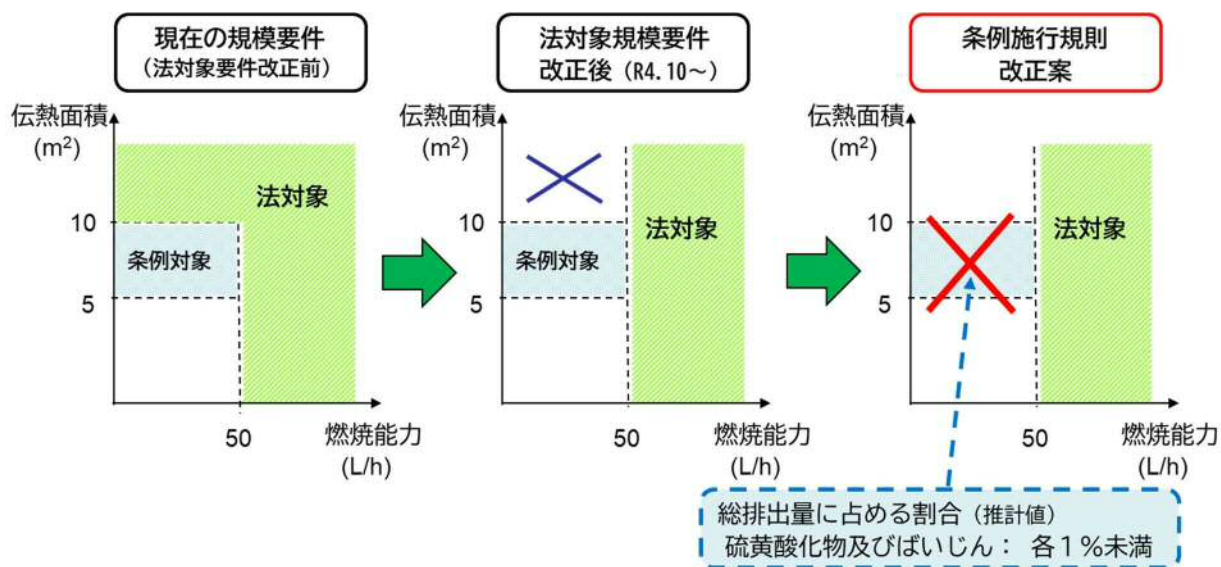


図9 法及び条例対象ボイラーの規模要件見直しイメージ

6. 改正条例の周知について

これまでも市は、大気汚染防止法の改正について、市の広報紙、市ホームページ、チラシやホームセンターでのポスター掲示など様々な方法により周知に努めてきた。

改正条例の施行にあたっては、石綿に関する法や条例の規制内容について、様々な広報媒体やセミナー等を通じて、引き続き事業者をはじめ市民への十分な周知に取り組んでいく必要がある。

石綿(アスベスト)の規制が強化されます!

石綿は天然に生成した極めて細い鉱物繊維で、耐火・断熱・保温等の目的で建築材料(建材)に使用されていました。現在石綿含有建材の製造等は禁止されています。

(石綿含有建材の種類)

- ①吹付け石綿(レベル1建材)
- ②石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2建材)
- ③石綿含有成形板等(レベル3建材)

解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部が改正され、令和3年4月1日より施行されます。

●これまで規制対象ではなかったレベル3建材を規制対象に追加(令和3年4月1日施行)

レベル3建材についても、法律において除去作業の方法が定められました。

■作業方法
原則、切断、破砕等することなく原形のまま取り外すこと

お問い合わせ先：環境局環境監視課 ☎582-2290

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月から石綿(アスベスト)飛散防止策が強化されました。

規制対象の拡大

規制の対象に、新たに「石綿含有成形板等(レベル3建材)」が追加されました。レベル3建材の除去については作業実施届出は不要ですが、作業基準を遵守する必要があります。

- 切断や破砕等をせず、手ばらし等で原形のまま取り外してください。
- 手ばらし等が技術上著しく困難なときに限り、対象建材を薬液等で浸潤化してから除去してください。

なお、けい酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、浸潤化に加えて周辺の養生も必要です。

事前調査の実施

建築物等の解体・改築・補修工事を行う際は、石綿含有建材の使用の有無を調査する必要があります。また、事前調査の方法が法定化されました。(右図の手順参照)

※令和3年4月からは、事前調査結果を北九州市へ報告する必要があります。また、令和3年10月からは、事前調査は「石綿含有建材調査書」等の報告書が提出する必要があります。

石綿含有建材の使用箇所

- 石綿含有高層系サイディング
- 石綿含有建材複合金属系サイディング
- 石綿セメント円筒
- 石綿含有住宅屋根用樹脂スレート
- 石綿含有ルーフィング
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 石綿含有壁紙(石膏ボード)
- 石綿含有壁紙
- 石綿含有ビニル床タイル
- 石綿含有ビニル床シート

①石綿含有高層系サイディング ②石綿含有ビニル床タイル
③石綿含有高層系サイディング ④石綿含有ビニル床シート

図 10 大気汚染防止法改正に伴う周知(市の広報紙(左)とポスター(右))

おわりに

本答申は、令和4年1月13日に北九州市長から北九州市環境審議会に諮問された北九州市公害防止条例の一部改正について、審議会での議論の結果をとりまとめたものである。

審議会では、現在の環境の状況や新たな課題などについて検討し、条例を改正することが適当であるとの結論に至った。特に、改正大気汚染防止法において規制が強化された石綿については、条例において届出対象工事完了後の報告義務を規定するなど、市民の健康被害防止のため、市の取組の強化が求められる。

一方、現在の大気環境等の改善状況を踏まえ、条例制定時には必要であったが、現在は役割を終えた規定については廃止して差し支えない。市は、引き続き工場事業場の監視指導や環境モニタリング等を適切に行い、生活環境の保全に努められたい。